

令和 2 年第 2 回小城市議会定例会提案理由  
(令和 2 年 6 月 5 日開会)

おはようございます。本日ここに、令和 2 年第 2 回小城市議会定例会を招集いたしましたところ、議員の皆様には、御参集を賜り厚く御礼申し上げます。

それでは、これより本議会に提案いたしております議案の提案理由を御説明申し上げます。

まず、議案第 41 号 小城市病院事業基金条例でございますが、小城市民病院及び多久市立病院の統合による新公立病院の整備又は運営に係る繰出金等の資金に充てるため、基金を設置するものでございます。

次に、議案第 42 号 小城市税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法等の一部が改正されることにより、個人市民税の「未婚のひとり親に対する税制上の措置及び性別にかかわらず離別・死別された単身者の寡婦（寡夫）控除の見直し」に関することや、市たばこ税の「軽量な葉巻たばこの課税方式の見直し」など、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 43 号 小城市国民健康保険税条例の一部を改正する条例でございますが、地方税法の一部が改

正されることにより、「長期譲渡所得に係る課税の特例」に関する所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 44 号 小城市手数料徴収条例の一部を改正する条例でございますが、住民基本台帳法及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、住民票の除票及び戸籍の附票の除票の写し等の交付に関する規定並びに個人番号の通知カードの再交付に係る手数料について所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 45 号 小城市特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準を定める条例の一部を改正する条例でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴う特定教育・保育施設及び特定地域型保育事業の運営に関する基準の改正に伴い、所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 46 号 小城市後期高齢者医療に関する条例の一部を改正する条例でございますが、新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から、佐賀県後期高齢者医療広域連合におかれまして、新型コロナウイルス感染症に感染した被保険者等に対し、傷病手当金を支給するため、後期高齢者医療に関する条例が一部改正されたことに伴い、傷病手当金に関する所要の規定の整備を行

うものでございます。

次に、議案第 47 号 小城市廃棄物の減量推進、適正処理等に関する条例の一部を改正する条例でございますが、クリーンヒル天山の供用開始に伴い、事業系ごみ袋の「指定袋持込専用の廃止」に関する所要の規定の整備を行うものでございます。

次に、議案第 48 号 小城市立幼稚園保育料徴収条例を廃止する条例でございますが、幼児教育・保育の無償化に伴い、小城市立幼稚園保育料徴収条例を廃止するものでございます。

続きまして、予算関係議案について御説明申し上げます。

まず、議案第 49 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 3 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 2 億 1,734 万 2 千円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 257 億 7,527 万 6 千円とするものでございます。

第 2 表 地方債の補正は、「公立認定こども園整備事業」の限度額を変更するものでございます。

それでは、補正の主なものについて、まず歳出から御

説明申し上げます。

第4款 衛生費では、新公立病院にかかる資金に充てるために「小城市病院事業基金」を設置し、病院事業会計から繰り入れ、基金に積み立てるものです。

第6款 農林水産業費では、県の補助金要綱の改正により、補助対象事業費の拡充等により「園芸振興対策事業」を追加するものです。

第7款 商工費では、「拠点商業施設水防対策補助事業」は、牛津街づくり株式会社が運営する商業施設への水防対策として、備品等の整備に対しての補助金を計上するものでございます。

第10款 教育費では、「一般コミュニティ助成事業」は、一般財団法人自治総合センターのコミュニティ助成事業を活用して、小城町下町の山鉾の土台（スラ）の老朽化に伴う更新費用を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、歳出で御説明しました「小城市病院事業基金」への積立のための市民病院からの繰入金のほか、事務事業に伴う県支出金、財産収入、諸収入を計上し、財源調整として基金繰入金を計上するものでございます。

次に、議案第50号 令和2年度小城市病院事業会計補正予算（第1号）は、収益的支出の既定予算から 82

万 7 千円を減額し、補正後の収益的支出の予算総額を 13 億 7,202 万 5 千円とするものです。

補正の内容につきましては、C T 機の新規リースに伴う委託料等の調整でございます。

次に、資本的支出でございますが、既定予算に 2 億円を追加し、補正後の資本的支出の予算総額を 2 億 4,114 万 5 千円するものでございます。

補正の内容につきましては、病院統合に向け、一般会計に繰り出すものでございます。

続きまして、議案第 51 号から議案第 64 号まで一括して御説明申し上げます。

小城市農業委員会委員の任命についてでございますが、現農業委員会委員が令和 2 年 7 月 19 日をもって任期満了となるため、新たに任命する必要があり、農業委員会等に関する法律第 8 条第 1 項の規定により議会の同意を求めるものでございます。

続きまして、報告第 3 号から報告第 5 号まで一括して御報告申し上げます。

まず、報告第 3 号 平成 31 年度小城市一般会計継続費繰越計算書は、固定資産評価替業務委託事業から道路網及び都市計画道路見直し事業までの 2 事業について、

令和 2 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 145 条第 1 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 4 号 平成 31 年度小城市一般会計繰越明許費繰越計算書は、市有財産等管理事業から保健福祉施設災害復旧事業までの 25 事業について、約 11 億 2,023 万円を令和 2 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、報告第 5 号 平成 31 年度小城市下水道特別会計繰越明許費繰越計算書は、平成 31 年度小城市下水道特別会計補正予算第 3 号において、御承認いただきました小城処理区事業、3,490 万円を令和 2 年度に繰り越しましたので、地方自治法施行令第 146 条第 2 項の規定により報告するものでございます。

次に、議案第 65 号 令和 2 年度小城市一般会計補正予算（第 4 号）は、既定の歳入歳出予算に、それぞれ 1 億 740 万円を追加し、補正後の予算の総額を歳入歳出それぞれ 258 億 8,267 万 6 千円とするものでございます。

それでは、補正の内容について、御説明申し上げます。

第 2 款 総務費では、地域資源を磨き健康とスポーツの拠点づくりを行うため「(仮称)小城フットボールセ

ンター整備事業」を計上するものでございます。

第6款 農林水産業費では、「農林水産業継続応援給付金事業」は、新型コロナウイルス感染症拡大に伴い、事業収入が減少した農林水産業者等の事業継続を応援するための給付金を計上するものでございます。

第7款 商工費では、「テイクアウト・デリバリー推進補助事業」は、商工会議所等が行う、テイクアウト及びデリバリーによる食事の提供の取り組みを推進することに対する補助金を計上するものでございます。

第9款 消防費では、「防災備蓄物資整備事業」は、指定避難所における新型コロナウイルス感染症対策の備品等の整備費用を計上するものでございます。

以上、歳出の主なものについて申し上げましたが、歳入につきましても、事務事業に伴う国庫支出金を計上し、財源調整として基金繰入金を減額するものでございます。

次に、報告第6号 令和元年度（平成31年度）一般財団法人小城市体育協会の経営状況についてでございますが、地方自治法第243条の3第2項の規定により、令和元年度（平成31年度）事業報告及び決算並びに令和2年度の事業計画及び予算を報告するものでございます。

以上、今定例会に提案をいたしております議案につきましては、その概要を御説明申し上げましたが、御審議の上、御承認賜りますようよろしくお願い申し上げます。提案理由の御説明とさせていただきます。

どうぞよろしくお願い申し上げます。